

議第35号

滋賀県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成24年2月16日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

滋賀県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例

滋賀県警察関係事務手数料条例（平成12年滋賀県条例第32号）の一部を次のように改正する。

「1,850円」「1,600円

別表第7第1項の表(1)の項中 を に、「4,950円」を「4,600円」

2,000円」 1,900円」

「2,100円」「1,800円

に、「8,650円」を「7,700円」に、 を に、「2,400円」を「2,200

2,050円」 1,900円」

円」に、「3,400円」を「3,050円」に、

(7) 法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合	2,000円	
(イ) 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	2,950円（法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を滋賀県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、4,600円）	を
(7) 法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,750円	
(イ) 法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,900円	
(ウ) 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	3,050円（法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を滋賀県公安委員会が提供する自動車を使	「2,050円」「1,900円」を 1,650円」 1,500

		用して受ける場合 にあっては、4,600 円)	
円 に、 円]	(7) 法第97条の2第1項の規定 の適用を受ける場合	2,000円	
	(イ) 法第97条の2第1項の規定 の適用を受けない場合	4,500円 (法第97 条第1項第2号に 掲げる事項につい て行う試験を滋賀 県公安委員会が提 供する自動車を使 用して受ける場合 にあっては、7,700 円)	を

円 に、 円]	(7) 法第97条の2第1項第2号 に該当して同項の規定の適用 を受ける場合	1,750円	
	(イ) 法第97条の2第1項第3号 に該当して同項の規定の適用 を受ける場合	1,900円	
	(ウ) 法第97条の2第1項の規定 の適用を受けない場合	4,600円 (法第97 条第1項第2号に 掲げる事項につい て行う試験を滋賀 県公安委員会が提 供する自動車を使 用して受ける場合 にあっては、7,650 円)	「2,000円」 に、 「1,650円」

円

に、「3,100円」を「3,000円」に、「4,750円」を「4,550円」に改め、同表(1)の2の円]

項中「3,950円」を「3,850円」に、「7,650円」を「6,950円」に、「4,300円」を「4,050円」に、「5,300円」を「4,900円」に改め、同表(2)の項中「1,700円」を「1,550円」に、「3,350円」を「3,100円」に改め、同表(3)の項中「2,100円」を「2,050円」に、「1,200円」を「1,100円」に改め、同表(4)の項中「3,650円」を「3,600円」に、「1,200円」を「1,100円」に改め、同表(6)の項中「24,700円」を「23,500円」に、「20,500円」を「19,650円」に、「14,100円」を「14,500円」に、「22,450円」を「21,850円」に改め、同表(8)の項中「15,650円」を「15,000円」に、「12,150円」を「11,800円」に、「9,500円」を「9,450円」に、「13,300円」を「12,850円」に改め、同表(9)の項中「2,050円」を「1,950円」に、「3,050円」を「2,800円」に、「1,900円」を「1,700円」に、「3,550円」を「3,250円」に、「1,150円」を「1,000円」に改め、同表(10)の項中「2,550円」を「2,500円」に改め、

同表(10)の2の項中「600円」を「550円」に改め、同表(11)の項中「2,650円」を「2,400円」に改め、同表(12)の項中「2,600円」を「2,450円」に、「2,300円」を「2,200円」に、「4,200円」を「4,150円」に、「4,100円」を「4,050円」に、「1,350円」を「1,400円」に、「1,200円」を「1,250円」に、「750円」を「650円」に、「2,150円」を「2,100円」に、「2,800円」を「2,750円」に、「2,700円」を「2,600円」に、「2,550円」を「2,450円」に、

「700円」「600円」を「1,050円」「950円」に、「違反運転者」を「違反運転者等」に、「1,700円」を

「1,500円」に、「1,050円」を「950円」に、「13,400円」を「13,350円」に、「9,400円」を「9,200円」に改め、同表注2の表(1)の項中「3,950」を「3,750」に、「1,350」を「1,300」に、「4,600」を「4,450」に改め、同表(2)の項中「7,050」を「7,000」に、「6,750」を「6,400」に、「2,250」を「2,200」に、「7,950」を「7,800」に改め、同表(3)の項および(4)の項中「2,150」を「2,100」に、「1,900」を「1,850」に改め、同表(5)の項中「2,200」を「2,250」に、「1,950」を「2,000」に、「2,050」を「2,250」に

「2,000」「1,950」改め、同表(6)の項中「2,200」を「1,850」に、「2,000」を「2,450」に、「3,200」を

「3,150」に改め、同表(7)の項中「2,750」を「2,700」に改め、別表第7第1項の表注3中「3,750円」を「2,950円」に、「950円」を「900円」に、「3,250円」を「3,050円」に改め、同表注4中「300円を、普通自動車免許」を「350円を、普通自動車免許」に、「300円を、特定第一種運転免許」を「200円を、特定第一種運転免許」に、「300円を減ずる」を「350円を減ずる」に改め、同表注5の表(1)の項中「4,450」を「4,150」に、「4,100」を「3,750」に、「1,300」

に、「1,350」を「1,300」に、「4,800」を「4,450」に改め、同表(2)の項中「1,350」を「1,300」に

「1,450」「1,250」「1,350」

「1,400」に、「2,000」を「1,900」に改め、同表(3)の項中「1,250」を「1,300」に改め、

「1,500」「1,250」「1,150」

「1,250」「1,200」同表(4)の項および(5)の項中「1,250」を「1,250」に改め、同表(6)の項中「1,400」を

「1,350」に、「1,200」を「1,150」に改め、同表(7)の項中「2,750」を「2,700」に改め、別表第7第1項の表注6中「3,450円」を「3,000円」に、「900円」を「950円」に、「1,100円」を「1,050円」に、「2,950円」を「3,050円」に改め、同表注7中「150円」を「100円」に改め、別表第7第2項の表(11)の項中「交付」の右に「(再交付を含む。)」を加

え、同表(13)の項中「1,700」を「1,500」に改める。

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

## 滋賀県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の理由

道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）が一部改正され運転免許等に関する手数料の額の標準額が改定されたことに伴い、これに沿って本県における運転免許等関係の手数料の額を改定するとともに、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）が一部改正され運転経歴証明書の再交付手続が新設されたことに伴い、当該事務の手数料の額を定めるため、改正を行おうとするものです。

### 2 改正の概要

- (1) 運転免許試験手数料、技能試験の検査手数料、免許条件解除等の審査手数料、免許証交付手数料、免許証再交付手数料、技能検定員審査手数料、教習指導員審査手数料、再試験手数料、免許証更新手数料、免許証更新の経由手数料、国外運転免許証交付手数料、講習手数料および特定任意講習の受講料について、それぞれその額を改めることとします。（別表第7関係）
- (2) 新たに運転経歴証明書の再交付の手数料の額を定めることとします。（別表第7関係）
- (3) この条例は、平成24年4月1日から施行することとします。

滋賀県警察関係事務手数料条例 新旧対照表

旧		新											
本則および付則 省略	本則および付則 省略	別表第1から別表第6まで 省略	別表第1から別表第6まで 省略										
別表第7 (第2条関係)	別表第7 (第2条関係)	道路交通法に基づく警察関係事務手数料	道路交通法に基づく警察関係事務手数料										
1 道路交通法第112条第1項の運転免許等関係の警察関係事務手数料	1 道路交通法第112条第1項の運転免許等関係の警察関係事務手数料												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>納付すべき者</th> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 道路交通法(以下この表において「法」という。)第89条第1項の規定による運転免許の試験を受ける者</td> <td>ア 大型自動車免許または中型自動車免許に係る試験 (7) 法第97条の2第1項第1号または第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 (イ) 法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受ける場合</td> <td>1,850円  2,000円  4,950円 (法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を滋賀県公安委</td> </tr> </tbody> </table>	納付すべき者	区分	金額	(1) 道路交通法(以下この表において「法」という。)第89条第1項の規定による運転免許の試験を受ける者	ア 大型自動車免許または中型自動車免許に係る試験 (7) 法第97条の2第1項第1号または第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 (イ) 法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,850円  2,000円  4,950円 (法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を滋賀県公安委	<table border="1"> <thead> <tr> <th>納付すべき者</th> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 道路交通法(以下この表において「法」という。)第89条第1項の規定による運転免許の試験を受ける者</td> <td>ア 大型自動車免許または中型自動車免許に係る試験 (7) 法第97条の2第1項第1号または第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 (イ) 法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受ける場合</td> <td>1,600円  1,900円  4,600円 (法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を滋賀県公安委</td> </tr> </tbody> </table>	納付すべき者	区分	金額	(1) 道路交通法(以下この表において「法」という。)第89条第1項の規定による運転免許の試験を受ける者	ア 大型自動車免許または中型自動車免許に係る試験 (7) 法第97条の2第1項第1号または第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 (イ) 法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,600円  1,900円  4,600円 (法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を滋賀県公安委
納付すべき者	区分	金額											
(1) 道路交通法(以下この表において「法」という。)第89条第1項の規定による運転免許の試験を受ける者	ア 大型自動車免許または中型自動車免許に係る試験 (7) 法第97条の2第1項第1号または第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 (イ) 法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,850円  2,000円  4,950円 (法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を滋賀県公安委											
納付すべき者	区分	金額											
(1) 道路交通法(以下この表において「法」という。)第89条第1項の規定による運転免許の試験を受ける者	ア 大型自動車免許または中型自動車免許に係る試験 (7) 法第97条の2第1項第1号または第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 (イ) 法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,600円  1,900円  4,600円 (法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を滋賀県公安委											

員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、  
8,650円

- イ 普通自動車免許に係る試験
- (7) 法第97条の2第1項第1号または第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合
- (イ) 法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受ける場合
- (ウ) 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合

2,100円

2,050円

2,400円 (法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を滋賀県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、  
3,400円)

- ウ 特定第一種運転免許 (大型特殊自動車免許、大型自動車免許、普通自動車免許または牽引免許をいう。以下同じ。) または大型特殊自動車第二種免許もしくは牽引第二種免許に

員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、  
7,700円

- イ 普通自動車免許に係る試験
- (7) 法第97条の2第1項第1号または第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合
- (イ) 法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受ける場合
- (ウ) 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合

1,800円

1,900円

2,200円 (法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を滋賀県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、  
3,050円)

- ウ 特定第一種運転免許 (大型特殊自動車免許、大型自動車免許、普通自動車免許または牽引免許をいう。以下同じ。) または大型特殊自動車第二種免許もしくは牽引第二種免許に

<p>係る試験</p> <p>(7) <u>法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合</u></p>	<p><u>2,000円</u></p>	<p><u>1,750円</u></p>
<p>(4) <u>法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合</u></p>	<p><u>2,950円 (法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を滋賀県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、4,600円)</u></p>	<p><u>3,050円 (法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を滋賀県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、4,600円)</u></p>
<p>エ 小型特殊自動車免許または原動機付自転車免許に係る試験</p> <p>(7) <u>法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合</u></p> <p>(4) <u>法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合</u></p>	<p><u>2,050円</u></p> <p><u>1,650円</u></p>	<p><u>1,900円</u></p> <p><u>1,500円</u></p>
<p>オ 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許または普通自動車第二種免許に係る試験</p> <p>(7) <u>法第97条の2第</u></p>	<p><u>2,000円</u></p>	<p><u>1,750円</u></p>



1 項の規定の適用を受ける場合

(イ) 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合

カ 仮運転免許に係る試験

(7) 法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合  
(イ) 法第97条の2第1項第4号に該当して同項の規定の適用を受ける場合

(ウ) 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合

4,500円（法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を滋賀県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、7,700円）

2,000円

1,650円

1 項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合

(イ) 法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受ける場合

(ウ) 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合

カ 仮運転免許に係る試験

(7) 法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合  
(イ) 法第97条の2第1項第4号に該当して同項の規定の適用を受ける場合  
(ウ) 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合

1,900円

4,600円（法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を滋賀県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、7,650円）

1,700円

1,550円

3,000円（法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を滋賀県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、

(1)の2 法第89条第2項の規定による検査を受けようとする者	検査手数料	ア 大型自動車仮運転免許または中型自動車仮運転免許を受けている者に対する検査 イ 普通自動車仮運転免許を受けている者に対する検査	4,750円 3,950円 (滋賀県公安委員会が提供する自動車を使用している場合は、7,650円) 4,300円 (滋賀県公安委員会が提供する自動車を使用している場合は、5,300円)
(2) 法第91条の規定により運転することができなくなる自動車および原動機付自転車の種類を限定された者で、その限定の全部または一部の解除を受けるため、滋賀県公安委員会の審査を受けようとするもの	審査手数料		1,700円 (滋賀県公安委員会が提供する自動車を使用している場合は、3,350円)
(3) 法第92条第1項の規定による運	免許証交付手数料	ア 第一種運転免許または第二種運転免許に係る免許証	2,100円 (法第92条第1項後段の規定により、一の種類の運

(1)の2 法第89条第2項の規定による検査を受けようとする者	検査手数料	ア 大型自動車仮運転免許または中型自動車仮運転免許を受けている者に対する検査 イ 普通自動車仮運転免許を受けている者に対する検査	4,550円 3,850円 (滋賀県公安委員会が提供する自動車を使用している場合は、6,950円) 4,050円 (滋賀県公安委員会が提供する自動車を使用している場合は、4,900円)
(2) 法第91条の規定により運転することができなくなる自動車および原動機付自転車の種類を限定された者で、その限定の全部または一部の解除を受けるため、滋賀県公安委員会の審査を受けようとするもの	審査手数料		1,550円 (滋賀県公安委員会が提供する自動車を使用している場合は、3,100円)
(3) 法第92条第1項の規定による運	免許証交付手数料	ア 第一種運転免許または第二種運転免許に係る免許証	2,050円 (法第92条第1項後段の規定により、一の種類の運

<p>転免許に係る免許証 (以下この表において「免許証」という。)の交付を受けようとする者</p>	<p>転免許に係る免許証に他の種類の運転免許に係る事項を記載してその種類の運転免許に係る免許証の交付に代える場合にあっては、<u>2,100円</u>に、当該他の種類の運転免許に係る事項を記載することにより、<u>200円</u>を加えた額)</p>	<p>イ 仮運転免許に係る免許証</p>	<p><u>1,200円</u></p>
<p>(4) 法第94条第2項の規定による免許証の再交付を受けようとする者</p>	<p>免許証再交付手数料</p>	<p>ア 第一種運転免許または第二種運転免許に係る免許証</p> <p>イ 仮運転免許に係る免許証</p>	<p><u>3,650円</u></p> <p><u>1,200円</u></p>
(中略)			
<p>(6) 法第99条の2第4項第1号イの規定による審査(以下「技能検定員審査」という。)を受けようとする者</p>	<p>技能検定員審査手数料</p>	<p>ア 大型自動車免許または中型自動車免許に係る技能検定員審査</p> <p>イ 普通自動車免許に係る技能検定員審査</p> <p>ウ 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査</p> <p>エ 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許または普通自</p>	<p><u>24,700円</u></p> <p><u>20,500円</u></p> <p><u>14,100円</u></p> <p><u>22,450円</u></p>

<p>転免許に係る免許証に他の種類の運転免許に係る事項を記載してその種類の運転免許に係る免許証の交付に代える場合にあっては、<u>2,050円</u>に、当該他の種類の運転免許に係る事項を記載することにより、<u>200円</u>を加えた額)</p>	<p>イ 仮運転免許に係る免許証</p>	<p><u>1,100円</u></p>	
<p>(4) 法第94条第2項の規定による免許証の再交付を受けようとする者</p>	<p>免許証再交付手数料</p>	<p>ア 第一種運転免許または第二種運転免許に係る免許証</p> <p>イ 仮運転免許に係る免許証</p>	<p><u>3,600円</u></p> <p><u>1,100円</u></p>
(中略)			
<p>(6) 法第99条の2第4項第1号イの規定による審査(以下「技能検定員審査」という。)を受けようとする者</p>	<p>技能検定員審査手数料</p>	<p>ア 大型自動車免許または中型自動車免許に係る技能検定員審査</p> <p>イ 普通自動車免許に係る技能検定員審査</p> <p>ウ 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査</p> <p>エ 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許または普通自</p>	<p><u>23,500円</u></p> <p><u>19,650円</u></p> <p><u>14,500円</u></p> <p><u>21,850円</u></p>

<p>自動車第二種免許に係る技能検定員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下「大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査」という。）</p>			<p>自動車第二種免許に係る技能検定員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下「大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査」という。）</p>
(中 略)			
<p>(8) 法第99条の3第4項第1号イの規定による審査（以下「教習指導員審査」という。）を受けようとする者</p>	<p>教習指導員審査手数料</p>	<p>ア 大型自動車免許または中型自動車免許に係る教習指導員審査 イ 普通自動車免許に係る教習指導員審査 ウ 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査 エ 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許または普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下「大型自動車</p>	<p>15,000円 11,800円 9,450円 12,850円</p>
<p>(8) 法第99条の3第4項第1号イの規定による審査（以下「教習指導員審査」という。）を受けようとする者</p>	<p>教習指導員審査手数料</p>	<p>ア 大型自動車免許または中型自動車免許に係る教習指導員審査 イ 普通自動車免許に係る教習指導員審査 ウ 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査 エ 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許または普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下「大型自動車</p>	<p>15,650円 12,150円 9,500円 13,300円</p>

<p>(9) 法第100条の2第1項の規定による再試験を受けようとする者</p>	<p>再試験手数料</p>	<p>車第二種免許等に係る教習指導員審査」という。)ア 普通自動車免許に係る再試験</p>	<p>1,950円 (法第100条の2第2項に規定する普通自動車の運転について必要な技能について行う試験を滋賀県公安委員会が提供する自動車を使用し受ける場合にあっては、2,800円)</p>	<p>1,950円 (法第100条の2第2項に規定する普通自動車の運転について必要な技能について行う試験を滋賀県公安委員会が提供する自動車を使用し受ける場合にあっては、2,800円)</p>
<p>(9) 法第100条の2第1項の規定による再試験を受けようとする者</p>	<p>再試験手数料</p>	<p>車第二種免許等に係る教習指導員審査」という。)イ 大型自動二輪車免許または普通自動二輪車免許に係る再試験</p>	<p>1,700円 (法第100条の2第2項に規定する大型自動二輪車または普通自動二輪車の運転について必要な技能について行う試験を滋賀県公安委員会が提供する自動車を使用し受ける場合にあっては、3,050円)</p>	<p>1,700円 (法第100条の2第2項に規定する大型自動二輪車または普通自動二輪車の運転について必要な技能について行う試験を滋賀県公安委員会が提供する自動車を使用し受ける場合にあっては、3,050円)</p>
<p>(10) 法第101条第1項または第101条の2第1項の規定による免許証の有効期間</p>	<p>免許証更新手数料</p>	<p>ウ 原動機付自転車免許に係る再試験</p>	<p>2,550円</p>	<p>2,550円</p>

の更新を受 けようとする 者	經由手数料	600円
(10)の2 法 第101条の 2の2第1 項の規定に より免許証 の更新の申 請をしよう とする者		
(11) 法第107 条の7第1 項の規定に よる国外運 転免許証の 交付を受け ようとする 者	国外運転 免許証交 付手数料	2,650円
(12) 法第108 条の2第1 項各号に掲 げる講習を 受けようとする 者	講習手数料	(略) 講習1時間につき 2,600円 講習1時間につき 2,300円 (略)
		ア (略) イ 法第108条の2第1 項第2号に掲げる講 習 ウ 法第108条の2第1 項第3号に掲げる講 習 エ (略) オ 法第108条の2第1 項第5号に掲げる講 習 (7) 大型自動二輪車 免許に係る講習
		講習1時間につき 4,200円

の更新を受 けようとする 者	經由手数料	550円
(10)の2 法 第101条の 2の2第1 項の規定に より免許証 の更新の申 請をしよう とする者		
(11) 法第107 条の7第1 項の規定に よる国外運 転免許証の 交付を受け ようとする 者	国外運転 免許証交 付手数料	2,400円
(12) 法第108 条の2第1 項各号に掲 げる講習を 受けようとする 者	講習手数料	(略) 講習1時間につき 2,450円 講習1時間につき 2,200円 (略)
		ア (略) イ 法第108条の2第1 項第2号に掲げる講 習 ウ 法第108条の2第1 項第3号に掲げる講 習 エ (略) オ 法第108条の2第1 項第5号に掲げる講 習 (7) 大型自動二輪車 免許に係る講習
		講習1時間につき 4,150円

カ	(イ) 普通自動車免許に係る講習 法第108条の2第1項第6号に掲げる講習	講習1時間につき <u>4,050円</u>	講習1時間につき <u>4,050円</u>
キ	(略)		(略)
ク	法第108条の2第1項第8号に掲げる講習	講習1時間につき <u>1,250円</u>	講習1時間につき <u>1,250円</u>
ケ	法第108条の2第1項第9号に掲げる講習	講習1時間につき <u>650円</u>	講習1時間につき <u>650円</u>
コ	法第108条の2第1項第10号に掲げる講習		
ク	(イ) 普通自動車免許に係る講習	講習1時間につき <u>2,100円</u>	講習1時間につき <u>2,100円</u>
ケ	(イ) 大型自動車免許に係る講習	講習1時間につき <u>2,750円</u>	講習1時間につき <u>2,750円</u>
コ	(ウ) 普通自動車免許に係る講習	講習1時間につき <u>2,600円</u>	講習1時間につき <u>2,600円</u>
サ	(エ) 原動機付自転車免許に係る講習 法第108条の2第1項第11号に掲げる講習	講習1時間につき <u>2,450円</u>	講習1時間につき <u>2,450円</u>
シ	(イ) 法第92条の2第1項の表備考一の2に規定する優良運転者に対する講習		<u>600円</u>
ス	(イ) 法第92条の2第1項の表備考一の2に規定する優良運転者に対する講習		<u>950円</u>

カ	(イ) 普通自動車免許に係る講習 法第108条の2第1項第6号に掲げる講習	講習1時間につき <u>4,100円</u>	講習1時間につき <u>4,100円</u>
キ	(略)		(略)
ク	法第108条の2第1項第8号に掲げる講習	講習1時間につき <u>1,200円</u>	講習1時間につき <u>1,200円</u>
ケ	法第108条の2第1項第9号に掲げる講習	講習1時間につき <u>750円</u>	講習1時間につき <u>750円</u>
コ	法第108条の2第1項第10号に掲げる講習		
ク	(イ) 普通自動車免許に係る講習	講習1時間につき <u>2,150円</u>	講習1時間につき <u>2,150円</u>
ケ	(イ) 大型自動車免許に係る講習	講習1時間につき <u>2,800円</u>	講習1時間につき <u>2,800円</u>
コ	(ウ) 普通自動車免許に係る講習	講習1時間につき <u>2,700円</u>	講習1時間につき <u>2,700円</u>
サ	(エ) 原動機付自転車免許に係る講習 法第108条の2第1項第11号に掲げる講習	講習1時間につき <u>2,550円</u>	講習1時間につき <u>2,550円</u>
シ	(イ) 法第92条の2第1項の表備考一の2に規定する優良運転者に対する講習		<u>700円</u>
ス	(イ) 法第92条の2第1項の表備考一の2に規定する優良運転者に対する講習		<u>1,050円</u>

<p>1 項の表備考一の3に規定する一般運転者に対する講習</p>	<p>1,700円 (国家公安委員会規則で定める道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第33条の7第2項の基準に該当しない者に対する講習にあつては、<u>1,050円</u>)</p> <p>(略)</p> <p>シ ス 法第108条の2第1項第13号に掲げる講習</p> <p>13,400円 (当該講習が道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第38条第13項第2号の表第1号に掲げる講習方法に係るものである場合は、<u>9,400円</u>)</p>
(中 略)	

注1 (略)

2 技能検定員審査を受けようとする者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあっては、(6)の項の技能検定員審査手数料の額は、次の表の中欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同項に定める額から、次の表の右欄に定める額を減じた額とする。

審査細目	区分	技能検定員審査手数料の額から減ずる額
------	----	--------------------

<p>1 項の表備考一の3に規定する一般運転者に対する講習</p>	<p>1,500円 (国家公安委員会規則で定める道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第33条の7第2項の基準に該当しない者に対する講習にあつては、<u>950円</u>)</p> <p>(略)</p> <p>シ ス 法第108条の2第1項第13号に掲げる講習</p> <p>13,350円 (当該講習が道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第38条第13項第2号の表第1号に掲げる講習方法に係るものである場合は、<u>9,200円</u>)</p>
(中 略)	

注1 (略)

2 技能検定員審査を受けようとする者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあっては、(6)の項の技能検定員審査手数料の額は、次の表の中欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同項に定める額から、次の表の右欄に定める額を減じた額とする。

審査細目	区分	技能検定員審査手数料の額から減ずる額
------	----	--------------------



(1) 技能検定 員として必 要な自動車 の運転技能	(略)	(略)
	ア (略) イ 普通自動車免許に係る技能検定 員審査 ウ 特定第一種運転免許に係る技能 検定員審査 エ 大型自動車第二種免許等に係る 技能検定員審査	3,950 1,350 4,600
(2) 自動車の 運転技能に 関する観察 および採点 の技能	ア 大型自動車免許または中型自動 車免許に係る技能検定員審査 イ 普通自動車免許に係る技能検定 員審査 ウ 特定第一種運転免許に係る技能 検定員審査 エ 大型自動車第二種免許等に係る 技能検定員審査	7,050 6,750 2,250 7,950
(3) 法第108 条の28第4 項に規定す る教則の内 容となつて いる事項	ア 大型自動車免許または中型自動 車免許に係る技能検定員審査 イ 普通自動車免許に係る技能検定 員審査 ウ 特定第一種運転免許に係る技能 検定員審査	2,150 1,900 2,150
(4) 自動車教 習所に関す る法令につ いての知識	ア 大型自動車免許または中型自動 車免許に係る技能検定員審査 イ 普通自動車免許に係る技能検定 員審査 ウ 特定第一種運転免許に係る技能 検定員審査	2,150 1,900 2,150
(5) 技能検定 の実施に関 する知識	ア 大型自動車免許または中型自動 車免許に係る技能検定員審査 イ 普通自動車免許に係る技能検定 員審査 ウ 特定第一種運転免許に係る技能	2,200 1,950 2,050

(1) 技能検定 員として必 要な自動車 の運転技能	(略)	(略)
	ア (略) イ 普通自動車免許に係る技能検定 員審査 ウ 特定第一種運転免許に係る技能 検定員審査 エ 大型自動車第二種免許等に係る 技能検定員審査	3,750 1,300 4,450
(2) 自動車の 運転技能に 関する観察 および採点 の技能	ア 大型自動車免許または中型自動 車免許に係る技能検定員審査 イ 普通自動車免許に係る技能検定 員審査 ウ 特定第一種運転免許に係る技能 検定員審査 エ 大型自動車第二種免許等に係る 技能検定員審査	7,000 6,400 2,200 7,800
(3) 法第108 条の28第4 項に規定す る教則の内 容となつて いる事項	ア 大型自動車免許または中型自動 車免許に係る技能検定員審査 イ 普通自動車免許に係る技能検定 員審査 ウ 特定第一種運転免許に係る技能 検定員審査	2,100 1,850 2,100
(4) 自動車教 習所に関す る法令につ いての知識	ア 大型自動車免許または中型自動 車免許に係る技能検定員審査 イ 普通自動車免許に係る技能検定 員審査 ウ 特定第一種運転免許に係る技能 検定員審査	2,100 1,850 2,100
(5) 技能検定 の実施に関 する知識	ア 大型自動車免許または中型自動 車免許に係る技能検定員審査 イ 普通自動車免許に係る技能検定 員審査 ウ 特定第一種運転免許に係る技能	2,250 2,000 2,250

検定員審査		
(6) 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	ア 大型自動車免許または中型自動車免許に係る技能検定員審査 イ 普通自動車免許に係る技能検定員審査 ウ 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査 エ 大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	<u>2,200</u> <u>2,000</u> <u>2,000</u> <u>3,200</u>
(7) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業および自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	<u>2,750</u>

3 技能検定員審査を受けようとする者が注2の表(1)の項および(2)の項の

検定員審査		
(6) 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	ア 大型自動車免許または中型自動車免許に係る技能検定員審査 イ 普通自動車免許に係る技能検定員審査 ウ 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査 エ 大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	<u>1,850</u> <u>1,950</u> <u>2,450</u> <u>3,150</u>
(7) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業および自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	<u>2,700</u>

3 技能検定員審査を受けようとする者が注2の表(1)の項および(2)の項の

左欄に掲げる審査細目についての審査のいづれをも免除される者である場合においては、同表(1)の項および(2)の項の右欄に定めるところによるほか、(6)の項金額の欄に定める額から更に大型自動車免許または中型自動車免許に係る技能検定員審査については3,750円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については950円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については1,050円を、大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査については3,250円を減ずるものとする。

4 技能検定員審査を受けようとする者が注2の表(3)の項および(4)の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいづれをも免除される者である場合においては、同表(3)の項および(4)の項の右欄に定めるところによるほか、(6)の項金額の欄に定める額から更に大型自動車免許または中型自動車免許に係る技能検定員審査については300円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については300円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については300円を減ずるものとする。

5 教習指導員審査を受けようとする者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合には、(8)の項の教習指導員審査手数料の額は、次の表の中欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同項に定める額から、次の表の右欄に定める額を減じた額とする。

審査細目	区分	教習指導員審査手数料の額から減ずる額 円
(1) 教習指導員として必要な自動車の運転技能	ア 大型自動車免許または中型自動車免許に係る教習指導員審査	<u>4,450</u>
	イ 普通自動車免許に係る教習指導員審査	<u>4,100</u>
	ウ 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	<u>1,350</u>
(2) 技能教習に必要な教習の技能	ア 大型自動車免許または中型自動車免許に係る教習指導員審査	<u>4,800</u>
	イ 普通自動車免許に係る教習指導員審査	<u>1,300</u>
		<u>1,350</u>

左欄に掲げる審査細目についての審査のいづれをも免除される者である場合においては、同表(1)の項および(2)の項の右欄に定めるところによるほか、(6)の項金額の欄に定める額から更に大型自動車免許または中型自動車免許に係る技能検定員審査については2,950円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については900円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については1,050円を、大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査については3,050円を減ずるものとする。

4 技能検定員審査を受けようとする者が注2の表(3)の項および(4)の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいづれをも免除される者である場合においては、同表(3)の項および(4)の項の右欄に定めるところによるほか、(6)の項金額の欄に定める額から更に大型自動車免許または中型自動車免許に係る技能検定員審査については350円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については200円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については350円を減ずるものとする。

5 教習指導員審査を受けようとする者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合には、(8)の項の教習指導員審査手数料の額は、次の表の中欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同項に定める額から、次の表の右欄に定める額を減じた額とする。

審査細目	区分	教習指導員審査手数料の額から減ずる額 円
(1) 教習指導員として必要な自動車の運転技能	ア 大型自動車免許または中型自動車免許に係る教習指導員審査	<u>4,150</u>
	イ 普通自動車免許に係る教習指導員審査	<u>3,750</u>
	ウ 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	<u>1,300</u>
(2) 技能教習に必要な教習の技能	ア 大型自動車免許または中型自動車免許に係る教習指導員審査	<u>4,450</u>
	イ 普通自動車免許に係る教習指導員審査	<u>1,400</u>

員審査	ウ 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査 エ 大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	1,300 2,000
(3) 学科教習に必要な教習の技能	ア 大型自動車免許または中型自動車免許に係る教習指導員審査 イ 普通自動車免許に係る教習指導員審査 ウ 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,250 1,250 1,250
(4) 法第108条の28第4項に規定する教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識	ア (略) イ 普通自動車免許に係る教習指導員審査 ウ 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	(略) 1,250 1,250
(5) 自動車教習所に関する法令についての知識	ア (略) イ 普通自動車免許に係る教習指導員審査 ウ 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	(略) 1,250 1,250
(6) 教習指導員として必要な教育についての知識	ア 大型自動車免許または中型自動車免許に係る教習指導員審査 イ 普通自動車免許に係る教習指導員審査 ウ (略)	1,400 1,200 (略)
(7) 道路運送	大型自動車第二種免許等に係る教習	2,750

員審査	ウ 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査 エ 大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	1,500 1,900
(3) 学科教習に必要な教習の技能	ア 大型自動車免許または中型自動車免許に係る教習指導員審査 イ 普通自動車免許に係る教習指導員審査 ウ 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,350 1,300 1,150
(4) 法第108条の28第4項に規定する教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識	ア (略) イ 普通自動車免許に係る教習指導員審査 ウ 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	(略) 1,200 1,250
(5) 自動車教習所に関する法令についての知識	ア (略) イ 普通自動車免許に係る教習指導員審査 ウ 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	(略) 1,200 1,250
(6) 教習指導員として必要な教育についての知識	ア 大型自動車免許または中型自動車免許に係る教習指導員審査 イ 普通自動車免許に係る教習指導員審査 ウ (略)	1,350 1,150 (略)
(7) 道路運送	大型自動車第二種免許等に係る教	2,700

指導員審査

法第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業および自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識

- 6 教習指導員審査を受けようとする者が注5の表(1)の項および(2)の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合には、同表(1)の項および(2)の項の右欄に定めるところによるほか、(8)の項金額の欄に定める額から更に大型自動車免許または中型自動車免許に係る教習指導員審査については3,450円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については900円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については1,100円を、大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査については2,950円を減ずるものとする。
- 7 教習指導員審査を受けようとする者が注5の表(4)の項および(5)の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合には、同表(4)の項および(5)の項の右欄に定めるところによるほか、(8)の項金額の欄に定める額から更に大型自動車免許または中型自動車免許に係る教習指導員審査については150円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については100円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については50円を減ずるものとする。

習指導員審査

法第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業および自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識

- 6 教習指導員審査を受けようとする者が注5の表(1)の項および(2)の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合には、同表(1)の項および(2)の項の右欄に定めるところによるほか、(8)の項金額の欄に定める額から更に大型自動車免許または中型自動車免許に係る教習指導員審査については3,000円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については950円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については1,050円を、大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査については3,050円を減ずるものとする。
- 7 教習指導員審査を受けようとする者が注5の表(4)の項および(5)の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合には、同表(4)の項および(5)の項の右欄に定めるところによるほか、(8)の項金額の欄に定める額から更に大型自動車免許または中型自動車免許に係る教習指導員審査については100円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については100円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については50円を減ずるものとする。

2 その他道路交通法に基づく警察関係事務手数料

区分	金額
(中 略)	
(11) 法第104条の4第6項の規定に基づく運転経歴 証明書の交付の手数料	同 1,000
(12) (略)	(略)
(13) 法第108条の2第2項の規定に基づく講習の受 講料	1件につき 1,700
ア 特定任意講習	(略)
イ (略)	(略)
ウ (略)	(略)

別表第8から別表第12まで 省略

2 その他道路交通法に基づく警察関係事務手数料

区分	金額
(中 略)	
(11) 法第104条の4第6項の規定に基づく運転経歴 証明書の交付(再交付を含む。)の手数料	同 1,000
(12) (略)	(略)
(13) 法第108条の2第2項の規定に基づく講習の受 講料	1件につき 1,500
ア 特定任意講習	(略)
イ (略)	(略)
ウ (略)	(略)

別表第8から別表第12まで 省略